

松阪市立東部中学校区 6 小学校 再編活性化に関する意見聴取会

松阪市教育委員会事務局
教育総務課 学校活性化推進室

機殿小学校 多目的室	令和6年5月28日(火) 19:00~20:30
東黒部小学校 体育館	令和6年5月29日(水) 19:00~20:30
西黒部小学校 体育館	令和6年6月3日(月) 19:00~20:30
漕代小学校 体育館	令和6年6月5日(水) 19:00~20:30
掃水小学校 体育館	令和6年6月6日(木) 19:00~20:30
朝見小学校 体育館	令和6年6月7日(金) 19:00~20:30

※説明の内容は全ての会場で同一

<<MEMO>>

■ 「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」(R5.3策定)の概要

背景
少子化、児童生徒数の減少に伴う「学校の小規模化」の進行 ⇒ 教育環境の変化、教育条件への影響が懸念
子どもたちにとってより良い教育環境の実現 ⇒ 一定の学校規模の確保が必要

適正規模の基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none">・ 学校生活において、多様な価値観を持つ仲間と交流し、豊かな人間関係を築きながら切磋琢磨し、社会性や協調性を育む機会が確保できる規模であること・ 個に応じたきめ細やかな指導をするための少人数学習や習熟度別学習など、表現力、思考力、判断力を養うための多様な学習形態を取り入れた教育が可能となる規模であること・ クラブ活動や部活動において、児童生徒のニーズに応じた多様な活動を編成・実施できる規模であること・ 一定の教職員数が確保でき、互いに研究・協議を行いながら指導の充実を図るとともに、経験年数、専門性、男女比率等、バランスのとれた教職員を確保できる規模であること・ 中学校において、各教科に専門の教職員を適切に配置できる規模であること・ 体育、音楽、道徳、学級活動等の学習指導及びグループ学習や、求められている主体的・対話的で深い学びの実現に向け、制約が生じることがないような規模であること

学校規模適正化を検討する範囲（対象校）
現年度から6年後において「松阪市として最低限確保したい学校規模」を下回ると見込まれる学校（※現年度：令和4年度）
※松阪市として最低限確保したい学校規模
<小学校> 6学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年120人程度）
<中学校> 3学級以上（各学年1学級以上） 1学級20人程度（全学年60人程度）

学校規模適正化の方策	
(1) 通学区域の見直し	原則、同一中学校区内での実施が望ましい。 国道、河川、鉄道等の地理的要素も勘案して検討する。
(2) 隣接校との統合	3校以上や中学校区全体で検討する場合もあり得る。 原則、既存の学校施設を活用することとし、 大規模改修の際には、将来を見越して計画的かつ効率的に実施する。
(3) その他の方策	適正化対象校が、地理的条件等により(1)(2)の手法が困難な場合や、 他にはないような特徴的な学びの形態を有する場合に検討する手法 ①小中一貫教育、②小規模特認校制度、③特色あるカリキュラムの編成 など

検討時期	
優先順位を付けて検討していく。	
短期的な取組	①現存する複式学級の解消 ②将来的な複式学級の抑制
中長期的な取組	③現存する20人未満単学級の解消 ④将来的な20人未満単学級の抑制

■各小学校の学級数・児童数の現状（令和5年5月1日現在）

小学校	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援		複式
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	
東黒部	5 (4)	37 (35)	1	5	1	6	-	7	1	5	-	5	1	7	1	2	3,4年 5,6年
西黒部	6 (5)	63 (60)	1	12	1	8	1	10	-	9	1	6	1	15	1	3	4,5年
機殿	4 (3)	36 (35)	-	4	1	4	-	8	1	6	-	7	1	6	1	1	1,2年 3,4年 5,6年
朝見	7 (6)	85 (82)	1	12	1	6	1	20	1	11	1	18	1	15	1	3	-
掃水	8 (6)	193 (183)	1	28	1	27	1	32	1	26	1	37	1	33	2	10	-
漕代	6 (5)	59 (54)	1	10	-	6	1	5	1	13	1	7	1	13	1	5	2,3年
合計	36 (29)	473 (449)	/	71	/	57	/	82	/	70	/	80	/	89	/	24	

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

東部中学校区内6小学校のうち5校が対象校

- ・複式学級あり=4校（令和5年度時点：東黒部、西黒部、機殿、漕代）
- ・全学年が1学級編制、全校で120人未満=1校（令和5年度時点：朝見）

■ 掃水小学校も含めた東部中学校区全体で再編活性化の検討を開始 ■

■再編活性化に関わる協議の経過

平成 26 年度

国手引の策定「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引」（文部科学省）

令和 2 年度

7 月 松阪市学校規模適正化検討委員会による検討開始（答申まで 12 回開催）

令和 3 年度

7 月 アンケートの実施「子どもたちのより良い教育環境について考えるアンケート」

令和 4 年度

10 月 検討委員会による答申「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置について」

3 月 基本方針の策定「松阪市立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」

令和 5 年度

5～6 月 各校区 PTA 本部役員、住民自治協議会役員、学校運営協議会委員への説明

7. 6 掃水 学校運営協議会（協議）

7. 6 機殿 学校運営協議会（協議）

7.13 機殿 保護者（協議）

7.18 東黒部 学校運営協議会（協議）

7.20 機殿 住民自治協議会役員会（協議）

7.31 漕代 学校運営協議会、PTA 本部役員（協議）

8. 7 東黒部 学校運営協議会、PTA 本部役員、住民自治協議会役員（協議）

8.21 漕代 学校運営協議会、PTA 本部役員（協議）

8.30 西黒部 学校運営協議会、PTA 本部役員（協議）

9. 5 朝見 学校運営協議会、PTA 本部役員（協議）

9.22 掃水 学校運営協議会、PTA 本部役員（協議）

10.31 西黒部 学校運営協議会、保護者（協議）

11. 1 東部中学校区学校活性化協議会（第 1 回協議）

「各小学校区における再編活性化の協議・検討内容の情報共有」

11. 9 機殿 住民自治協議会役員会（協議）

11.22 機殿 保護者（協議）

11.27 漕代 学校運営協議会、PTA 本部役員、まちづくり協議会役員（協議）

11.29 掃水 学校運営協議会、PTA 本部役員、住民自治協議会役員（協議）

12. 5 東黒部 保護者（協議）

12. 7 西黒部 保護者（協議）

12.12 朝見 保護者、住民自治協議会役員（協議）

12.21 東部中学校区学校活性化協議会（第 2 回協議）

「再編活性化の方向性についての協議」

2.27 機殿 住民自治協議会役員会（協議）

2.29 東部中学校区学校活性化協議会（第 3 回協議）

「再編活性化の方向性の確認」

■再編活性化の方向性

○保護者・地域の皆さんの思い＝「地域の活性化」、「教育の質の向上」
「子育てしやすいまち」

- ⇒学校・家庭・地域が一体となって教育活動を行うことができる体制を構築
- ・地域とともにある学校づくり
 - ・学校の小規模化に伴う課題の最小化
 - ・保幼小中の連携を密にした教育

【地域総ぐるみでの教育】 (最終ページ 参照)

○複式学級の早期解消が最優先であると捉えて

- ・ 4小学校（東黒部、西黒部、機殿、朝見）を統合し、朝見小の校舎を活用する。
（新設統合）
- ・ 2小学校（掃水、漕代）を統合し、掃水小の校舎を活用する。
（新設統合）

※ただし、東部中学校校舎の大規模改修を迎える令和 20（2038）年頃において、児童数の将来推移の状況によっては、2校を1校とすることも視野に入れて検討していく。

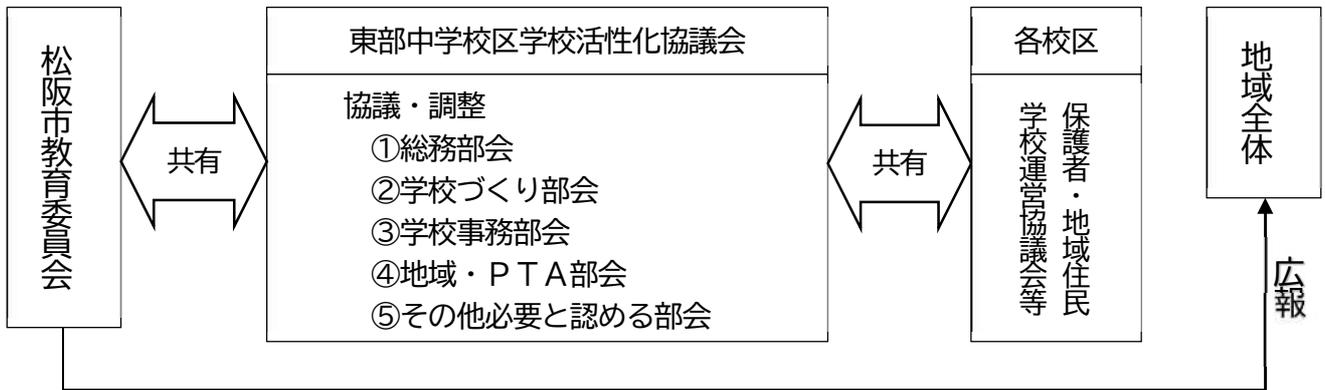
○両校の開校時期は、令和 8（2026）年 4 月 1 日とする。

※方向性の決定後、令和 6～7 年度の間で、準備部会による協議・調整、学校施設の改修工事等、必要な準備を進めていく。

令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)
意見交換 協議検討	方向性の決定 ・学校活性化協議会内に準備部会を設置して協議・調整 通学路、通学方法、教育課程、学校運営体制、 記念式典、PTA 組織 など ・学校施設の改修工事など		統合校開校 令和 8 年 4 月

■準備部会による協議・調整

- ・ 東部中学校区学校活性化協議会内に必要な準備部会を設置して協議・調整する。
- ・ 調整できた事項は『学校活性化協議会だより』にて地域全体へ周知していく。



■再編活性化に伴い配慮すべき主な事項

①児童の環境変化への対応

- ・ 学校間における交流学習機会の増加
- ・ スクールカウンセラーの活用による児童の心理的負担の軽減

②通学環境の整備

- ・ 通学路の設定・安全確保
- ・ スクールバスの導入による通学支援

③放課後児童クラブの運営

- ・ 現状どおりの運営を原則として調整

④学校施設及び跡地の活用

- ・ 引き続き避難所としての機能を保持
- ・ 地域の意向やニーズを考慮の上、有効活用策を地域とともに検討

⑤新入学児童に対する配慮

- ・ 新入学予定児童の保護者から「最初から統合予定校に入学できないか」との声もあることから、入学校について柔軟に対応できるよう検討

【資料】各小学校の学級数・児童数の将来推計（令和5年5月1日時点データに基づく）

■全体

小学校	R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11	
	学級	児童												
東黒部	5 (4)	37 (35)	5 (4)	35 (33)	5 (4)	38 (36)	4 (4)	41 (41)	4 (4)	40 (40)	4 (4)	36 (36)	3 (3)	33 (33)
西黒部	6 (5)	63 (60)	6 (5)	55 (53)	7 (6)	58 (57)	7 (6)	58 (57)	7 (6)	54 (53)	6 (5)	56 (55)	5 (5)	53 (53)
機殿	4 (3)	36 (35)	5 (4)	40 (39)	5 (4)	43 (42)	4 (4)	45 (45)	5 (5)	42 (42)	4 (4)	40 (40)	4 (4)	38 (38)
朝見	7 (6)	85 (82)	7 (6)	87 (85)	7 (6)	86 (84)	7 (6)	82 (80)	6 (6)	77 (77)	6 (6)	80 (80)	6 (6)	77 (77)
掃水	8 (6)	193 (183)	8 (6)	187 (179)	8 (6)	175 (170)	8 (6)	170 (166)	7 (6)	156 (155)	6 (6)	149 (149)	6 (6)	142 (142)
漕代	6 (5)	59 (54)	6 (5)	57 (54)	6 (5)	56 (54)	6 (5)	52 (51)	5 (5)	59 (59)	6 (6)	57 (57)	5 (5)	51 (51)
合計		473 (449)		461 (443)		456 (443)		448 (440)		428 (426)		418 (417)		394 (394)

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

■統合校A（東黒部、西黒部、機殿、朝見）

小学校	R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
東黒部	5 (4)	37 (35)	5 (4)	35 (33)	5 (4)	38 (36)	4 (4)	41 (41)	4 (4)	40 (40)	4 (4)	36 (36)	3 (3)	33 (33)
西黒部	6 (5)	63 (60)	6 (5)	55 (53)	7 (6)	58 (57)	7 (6)	58 (57)	7 (6)	54 (53)	6 (5)	56 (55)	5 (5)	53 (53)
機殿	4 (3)	36 (35)	5 (4)	40 (39)	5 (4)	43 (42)	4 (4)	45 (45)	5 (5)	42 (42)	4 (4)	40 (40)	4 (4)	38 (38)
朝見	7 (6)	85 (82)	7 (6)	87 (85)	7 (6)	86 (84)	7 (6)	82 (80)	6 (6)	77 (77)	6 (6)	80 (80)	6 (6)	77 (77)
統合校A	10 (9)	221 (212)	10 (9)	217 (210)	10 (9)	225 (219)	10 (9)	226 (223)	9 (8)	213 (212)	9 (8)	212 (211)	8 (8)	201 (201)

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

■統合校B（掃水、漕代）

小学校	R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
掃水	8 (6)	193 (183)	8 (6)	187 (179)	8 (6)	175 (170)	8 (6)	170 (166)	7 (6)	156 (155)	6 (6)	149 (149)	6 (6)	142 (142)
漕代	6 (5)	59 (54)	6 (5)	57 (54)	6 (5)	56 (54)	6 (5)	52 (51)	5 (5)	59 (59)	6 (6)	57 (57)	5 (5)	51 (51)
統合校B	13 (11)	252 (237)	13 (11)	244 (233)	11 (10)	231 (224)	11 (9)	222 (217)	9 (8)	215 (214)	8 (8)	206 (206)	7 (7)	193 (193)

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

【資料】統合予定年度（令和8年度）における学年別学級数・児童数の推計
 （令和5年5月1日時点データに基づく）

■統合校A（東黒部、西黒部、機殿、朝見）

R8	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
東黒部	4 (4)	41 (41)	1	10	0	8	1	5	0	5	1	6	1	7	0	0
西黒部	7 (6)	58 (57)	1	9	1	10	1	8	1	12	1	8	1	10	1	1
機殿	4 (4)	45 (45)	1	9	1	10	0	10	1	4	0	4	1	8	0	0
朝見	7 (6)	82 (80)	1	7	1	17	1	18	1	12	1	6	1	20	1	2
統合校A	10 (9)	226 (223)	1	35	2	45	2	41	1	33	1	24	2	45	1	3

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

■統合校B（掃水、漕代）

R8	全体		1年		2年		3年		4年		5年		6年		特別支援	
	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
掃水	8 (6)	170 (166)	1	22	1	28	1	29	1	28	1	27	1	32	2	4
漕代	6 (5)	52 (51)	1	10	1	7	1	13	0	10	1	6	1	5	1	1
統合校B	11 (9)	222 (217)	1	32	1	35	2	42	2	38	1	33	2	37	2	5

※（ ）内は、普通学級の学級数と児童数。学級数は国の標準学級基準にて算出（三重県基準は用いず）。

東部中学校区で進める教育体制について

松阪市教育委員会事務局
教育総務課 学校活性化推進室

保護者・地域の
皆さんの思い

地域の活性化

教育の質の向上

子育てしやすいまち

思いを受けて

実現

地域総ぐるみでの教育

東部中学校区において、学校だけでなく家庭や地域も含めた地域全体で子どもの学びと育ちを支える教育体制を構築する。

コミュニティ・スクール

中学校区を単位とした学校運営協議会を組織し、学校・家庭・地域が力を合わせて学校運営に取り組む体制を構築する。



具体的な取組(例)

- ・学習に必要な情報の提供や人材の確保
- ・地域ボランティアとの連携・協働
- ・地域への情報発信
- ・熟議(熟慮と議論)

など

探究的な学習

地域の資源(人材、自然、文化、歴史、産業など)・施設を活用した、探究的な学習を推進する。



具体的な取組(例)

- ・地域(地域の課題)を題材にした学習
- ・広がる校区に出かけての体験的な学習
- ・小中学校が合同で行う学習発表会
- ・9年間を見通したカリキュラムの編成

など

小中連携教育

中学校区内の小中学校が、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間で系統性・連続性のある教育を推進する。
また、就学前教育との連携を図る。



具体的な取組(例)

- ・9年間を見通した学習指導・生活規律の設定
- ・園児・児童・生徒の交流
- ・小中教職員の乗り入れ授業
- ・小中教職員の合同研修会

など

期待される効果

子どもの自己肯定感の高まり

大人のやりがい、生きがいの充実

小中ギャップの解消

子どもの学習意欲の向上

など